

瀬戸市道路占用料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年12月26日

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市条例第31号

瀬戸市道路占用料条例の一部を改正する条例

瀬戸市道路占用料条例（昭和48年瀬戸市条例第19号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前					
別表（第4条関係）				別表（第4条関係）					
占用物件の種類	区分	単位	占用料	占用物件の種類	区分	単位	占用料		
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	1本1年につき	円 <u>1,100</u>	法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	1本1年につき	円 <u>830</u>		
	第2種電柱		<u>1,600</u>		第2種電柱		<u>1,300</u>		
	第3種電柱		<u>2,200</u>		第3種電柱		<u>1,700</u>		
	第1種電話柱		<u>940</u>		第1種電話柱		<u>740</u>		
	第2種電話柱		<u>1,500</u>		第2種電話柱		<u>1,200</u>		
	第3種電話柱		<u>2,100</u>		第3種電話柱		<u>1,600</u>		
	その他の柱類		<u>94</u>		その他の柱類		<u>74</u>		
	共架電線その他 上空に設ける線 類		長さ1メートル1年につき		<u>9</u>		共架電線その他 上空に設ける線 類	長さ1メートル1年につき	<u>7</u>
	地下電線その他 地下に設ける線 類				<u>6</u>		地下電線その他 地下に設ける線 類		<u>4</u>
	路上に設ける変 圧器		1個1年につき		<u>920</u>		路上に設ける変 圧器	1個1年につき	<u>730</u>
地下に設ける変	占用面積	<u>570</u>		地下に設ける変	占用面積	<u>450</u>			

	圧器	1平方メートル1年につき			圧器	1平方メートル1年につき	
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個1年につき	1,900		変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個1年につき	1,500
	郵便差出箱及び信書便差出箱		790		郵便差出箱及び信書便差出箱		620
	<省略>	<省略>	<省略>		<省略>	<省略>	<省略>
	その他のもの	占用面積1平方メートル1年につき	1,900		その他のもの	占用面積1平方メートル1年につき	1,500
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	40	法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	31
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		57		外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		45
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		85		外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		67
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		110		外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		89
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		170		外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		130
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		230		外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		180

	のもの				のもの		
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		400		外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		310
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		570		外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		450
	外径が1メートル以上のもの		1,100		外径が1メートル以上のもの		890
法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設		占用面積1平方メートル1年につき	1,900	法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設		占用面積1平方メートル1年につき	1,500
法第32条第1項第5号に掲げる施設	上空に設ける通路	占用面積1平方メートル1年につき	1,100	法第32条第1項第5号に掲げる施設	上空に設ける通路	占用面積1平方メートル1年につき	1,200
	地下に設ける通路		680		地下に設ける通路		690
	その他のもの		1,900		その他のもの		1,500
<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>
令第7条第1号に掲げる物件	<省略>	<省略>	<省略>	令第7条第1号に掲げる物件	<省略>	<省略>	<省略>
	標識	1本1年につき	1,500		標識	1本1年につき	1,200
	<省略>	<省略>	<省略>		<省略>	<省略>	<省略>
	アーチ	1基1月につき	<省略>		アーチ	1基1月につき	<省略>
	その他のもの		1,100		その他のもの		1,200
<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>
令第7条第6号に		占用面積1平方メ	190	令第7条第6号に		占用面積1平方メ	150

掲げる仮 設建築物	一トル1 月につき		掲げる仮 設建築物	一トル1 月につき	
令第7条 第12号 に掲げる 器具	占有面積 1平方メ 一トル1 年につき	$A \times 0.0$ $34$ を乗じ て得た額	令第7条 第12号 に掲げる 器具	占有面積 1平方メ 一トル1 年につき	$A \times 0.0$ $28$ を乗じ て得た額
備考 <省略>			備考 <省略>		

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。